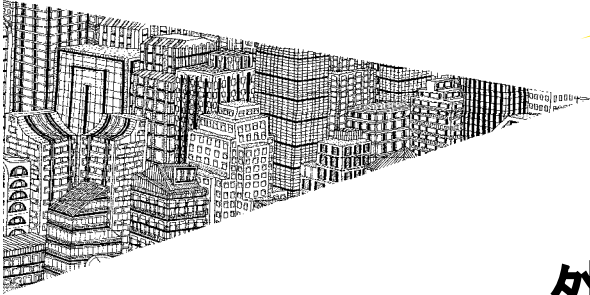


タックス・アラート
2012年6月



外国契約者税に関する 新たなCircular

要約

- ▶ 財務省は外国契約者税のガイドラインであるCircular No. 60/2012/TT-BTC を発行した。Circular 134 及びその修正・補足Circularは署名日の2012年4月12日の45日後に取って代わられます。
- ▶ Circular 60は一部の活動の課税対象、免税対象、税率に関する特筆すべき更新規定及び実施組織規定を定めており、事業体の外国契約者税状態に影響を及ぼします。

長らく待ち望んだ末、財務省よりベトナムに於ける外国契約者税のガイドラインであるCircular No. 60/2012/TT-BTC (Circular 60) が発行されました。Circular 60の発行により、署名日の2012年04月12日の45日後より、Circular 134 及びその修正・補足Circularに取って代わります。

我々は Circular 60 の特筆すべき重要な点を以下に記しました。

- ▶ 外国契約者は、ベトナム国内で現地に於ける輸出入形式或いはDDP、DAT、DAP 条件での商品の供給、無料サービス付き商品の供給を含め、外国契約者税の課税対象に属します。
- ▶ 外国契約者税の対象外となる範囲が拡大されました。それは
 - ▶ 専門的サービス、債券の管理と発行、法律コンサルタント、ベトナム企業がグローバル預託証券及び国際国債を発行する各国に於けるイベント等の開催
 - ▶ 海外でサービス供給の媒介
 - ▶ ベトナム国外で実施する広告、マーケティング及び訓練は外国契約者税の対象外と認められますが、インターネットでの広告、マーケティング、直線的な訓練は外国契約者税の免罪対象に属しません。

要約

- ▶ しかし、Circular 60 は非金融機関である海外の貸付業者に支払う利息の付加価値税、派生金融サービスに対する税制（金利の交換を除く）など重要な課題の規定をしていないので、財務省からの詳細ガイドラインを待たなければならない。

- ▶ 課税売上を根拠にして付加価値税及び法人所得税を計算する比率は以下に改正或いは明確にされました。

分野	Circular 60		Circular 134	
	VAT	CIT	VAT	CIT
石油・ガス掘削サービス	70%	5%	50%	5%
利息	-	5%	-	10%
再保険	-	0.1%	-	2%
レストラン、ホテル、カジノの管理サービス	50%	10%	50%	5%
派生金融サービス	-	2%	-	2%（その他活動に適用する）

- ▶ Circular 60 は非金融機関である海外の貸付業者に支払う利息の付加価値税を規定していません。政府事務所の 2012 年 2 月 4 日付け Official Letter 608/VPCP-KTTH（2012 年 2 月の Tax Alert をご参照ください）により、非金融機関である海外からの金融供給サービスの付加価値税率への 5%税率、或いはその他活動の税率 3%を適用するには財務省からの承認がなければなりません。
- ▶ Circular 60 により、証券、派生金融サービスの活動に対する税制の詳細規定は財務省の別のガイドラインに基づきます。従って、財務省は該当特徴な活動に関するガイドラインを発行すると考えられます。
- ▶ Circular 60 の有効日以前に締結した契約に対する外国契約者税は Circular 134 及びその修正・補足 Circular が適用される。但し、以下の場合を除きます。
- ▶ 2009 年 1 月 1 日以前に有効となる付加価値税法による付加価値税の課税対象外の商品・役務が 2009 年 1 月 1 日より、付加価値税の課税対象に属する場合、付加価値税を計算する売上は Circular 60 に基づき算定されます。
- ▶ 課税売上を根拠にして計算をする法人所得税に関して、Circular 134 に規定された税率のほうが、Circular 60 に規定される税率より高い税率を適用している契約は 2012 年 3 月 1 日から Circular 60 が適用されます。

- ▶ 1998年12月22日付け Circular 169/1998/T T-BTC に規定されたローンの利息に対する法人所得税の課税対象外のローン契約が Circular 60 により法人所得税の課税対象になる場合、2012年3月1日より、Circular 60 が適用されます。

2012年3月1日より、ベトナム政府がローン利息に対する法人所得税の税率を10%から5%に減税する政策は、事業体の経費の節減に貢献し、国内企業が海外企業の資本金に『接近』する機会を作り、生産販売の発展を促進するとみられます。

同時に、Circular 60 は、2012年3月1日より、契約の利息に対する法人所得税の課税方法に関する投資家の不明瞭な点への回答となりました。

外国契約者税に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain ディレクター

nitin.jain@vn.ey.com

Lea Gracia Molina マネージャー

lea.gracia.molina@vn.ey.com

Phat Tan Nguyen マネージャー

phat.tan.nguyen@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当マネージャー

Takahisa.Onose@vn.ey.com

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Nitin Jain ディレクター

nitin.jain@vn.ey.com

Pham Ngoc Long マネージャー

long.ngoc.pham@vn.ey.com

安西 冬樹 日系企業担当マネージャー

fuyuki.anzai@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2012 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000168

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。